

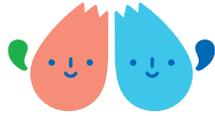
# 社会保険 とやま

SHAKAI HOKEN TOYAMA

2022.10

隔月発行

No.642



## CONTENTS

### 「日本年金機構」からのお知らせ

- 被用者保険の適用拡大に伴う障害者・長期加入者特例に該当する老齢厚生年金の支給停止に関する経過措置
- 複数の事業所に雇用されるようになったときの手続き

### 「協会けんぽ」からのお知らせ

- こんなときどうする?ケガをしたときの健康保険
- 令和4年度 被扶養者資格再確認のご協力をお願い
- 令和5年1月に申請書・届出書の様式を変更します

### 「社会保険協会」からのお知らせ

- スキーリフト共通利用補助券のご案内
- 東京ディズニーリゾートコーポレートプログラム「ウォークラリー」のお知らせ
- 社会保険協会『年会費』納入の御礼

### 「富山県」からのお知らせ

- 「乳がん検診」、今年はもう受けましたか?

## 親子でカップルで気軽にバッティング

ベースボールハウス スタジアム 〒933-0826 富山県高岡市佐野1305 TEL 0766-25-3393

富山県で唯一!屋外型で、全打席、リアルな映像ピッチャーとバッティング対戦ができます。  
硬式ボール、軟式ボール、ソフトボール、すべて打てます。  
ハイスピード、ゆるゆるボール。いろいろなバッティングが楽しめるのが「スタジアム」。  
初心者やお子様にもおすすめな「トスバッティング」は、女性の方は平日、無料!!



## 被用者保険の適用拡大に伴う障害者・長期加入者特例に該当する老齢厚生年金の支給停止に関する経過措置

### 経過措置の内容

老齢厚生年金を受給している65歳未満の方のうち、障害者※1または長期加入者※2の特例対象者が厚生年金保険の被保険者になると、年金の定額部分(加給年金額が加算されているときは加給年金額も含まれます。)が全額支給停止となります。

※1 障害の状態(障害厚生年金の1級から3級に該当する障害の程度)にある方

※2 厚生年金保険の被保険者期間が44年(共済組合等の期間は含みません。)以上ある方

被用者保険の適用拡大(令和4年10月1日施行)によって厚生年金保険の被保険者となった方が、次の条件のいずれにも該当する場合は、「**障害者・長期加入者特例に係る老齢厚生年金在职支給停止一部解除届**」を提出することで、年金の定額部分を引き続き受給することができます。



### 経過措置の対象となる条件

- 令和4年9月30日以前から障害者・長期加入者の特例に該当する老齢厚生年金を受給している方。
- 令和4年9月30日以前から引き続き同一の事業所に使用されており、次の(ア)から(ウ)のいずれかの理由により、**令和4年10月1日(施行日)**に厚生年金保険に加入された方。

#### (ア) 土業の適用業種追加による資格取得

常時5人以上の従業員を雇用している**土業の個人事業所**は、令和4年10月から健康保険・厚生年金保険の強制適用事業所となります。この土業が適用業種へ追加されたことによって、厚生年金保険に加入された方が対象となります。

〈適用の対象となる土業〉

弁護士、沖縄弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、公証人、司法書士、土地家屋調査士、行政書士、海事代理士、税理士、社会保険労務士、弁理士

#### (イ) 特定適用事業所の企業規模要件の見直しによる資格取得

特定適用事業所で働くパート・アルバイト等の短時間労働者は、一定の要件を満たすことで、健康保険・厚生年金保険の被保険者となります。令和4年10月から特定適用事業所の要件が見直されたことによって、厚生年金保険に加入された短時間労働者の方が対象となります。

〈特定適用事業所の要件〉

変更前：短時間労働者を除く被保険者の総数が、常時500人を超える事業所

**変更後**：短時間労働者を除く被保険者の総数が、常時**100人**を超える事業所

#### (ウ) 短時間労働者の勤務期間要件の撤廃による資格取得

特定適用事業所で働くパート・アルバイト等の短時間労働者は、一定の要件を満たすことで、健康保険・厚生年金保険の被保険者となります。令和4年10月から短時間労働者の勤務期間の要件が撤廃されたことによって、厚生年金保険に加入された短時間労働者の方が対象となります。

〈短時間労働者の勤務期間の要件〉

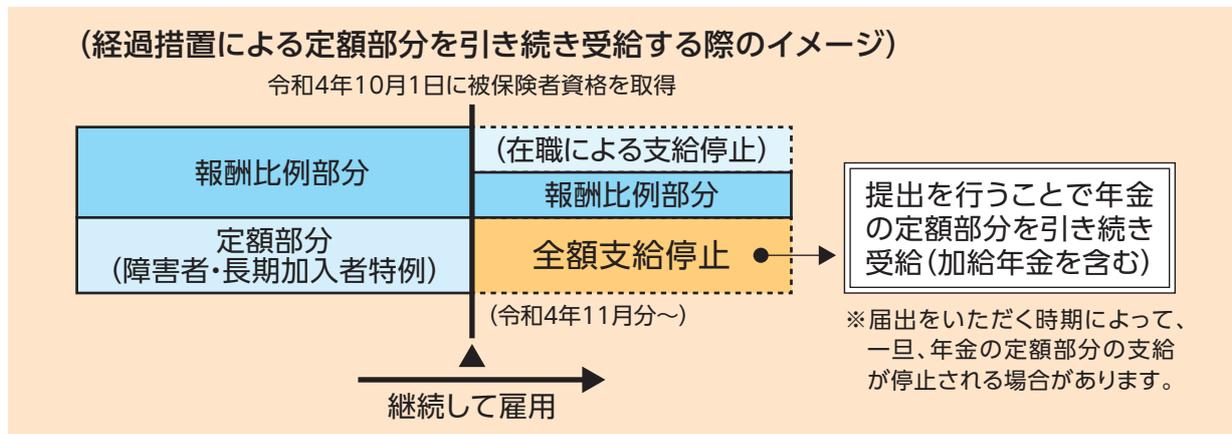
変更前：雇用期間が1年以上見込まれること

**変更後**：雇用期間が**2か月**を超えると見込まれること(当該期間を超えて雇用される場合を含む。)

## 経過措置による年金の支給

経過措置の対象となる場合、お客様から「障害者・長期加入者特例に係る老齢厚生年金在職支給停止一部解除届」をご提出いただくことで、年金の定額部分を引き続き受給することができます。

なお、厚生年金保険の被保険者となることから、年金の報酬比例部分の一部または全部が支給停止される場合があります。(在職老齢年金)



## 経過措置に関する事務手続き

「障害者・長期加入者特例に係る老齢厚生年金在職支給停止一部解除届」に必要な事項を記入のうえ、最寄りの年金事務所へご提出ください。

**令和4年9月30日以前から引き続き、同一の事業所に勤務していることの証明があわせて必要となります。**

## 複数の事業所に雇用されるようになったときの手続き

### 手続き内容

- (1) 被保険者が同時に複数(2か所以上)の適用事業所に使用される場合は、被保険者が届出を行い、主たる事業所を選択します。
- (2) 届出の結果、選択した事業所の所在地を管轄する事務センター(または健康保険組合)が当該被保険者に関する事務を行うこととなります。なお、健康保険組合を選択した場合であっても厚生年金保険の事務は事務センターが行います。

※この届書の提出に当たっては、適用事業所の被保険者となるための「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届」の提出が前提となります。新たに被保険者となる場合は、事業所から資格取得届が提出されていることを確認してください。

### 被保険者が手続する時期・提出先等

被保険者が「健康保険・厚生年金保険 所属選択・二以上事業所勤務届」を提出します。

手続する時期は事実発生から10日以内です。

添付書類は健康保険被保険者証(すでに全国健康保険協会(協会けんぽ)の被保険者である場合)です。

提出先は選択する事業所の所在地を管轄する事務センターです。





こんなときどうする？

## ケガをしたときの健康保険

ケース

1

### 仕事や通勤中にケガをした 健康保険は使えません

仕事や通勤中にケガをした場合、労災保険の給付対象となるため、健康保険を使用することができません。誤って健康保険を使用すると、後日医療費を返納していただくことになります。

仕事や通勤途中のケガ

労災保険

私用中のケガ

健康保険

Check!

- 仕事・通勤途中のケガで医療機関を受診される場合は、窓口で「仕事・通勤途中のケガで受診すること」をお伝えください。
- 労災保険に該当するか判断が難しい場合は、お勤め先を管轄する労働基準監督署にご相談ください。

ケース

2

### 交通事故など第三者の行為によってケガをした 「第三者行為による傷病届」をご提出ください

第三者の行為によりケガをした場合でも、健康保険で診療を受けることができます。その場合、本来相手方が支払うべき治療費等を協会けんぽが一時的に立て替えることとなります。その費用を相手方または損害保険会社等に請求する際に「第三者行為による傷病届」が必要となりますので、すみやかに協会けんぽへご提出ください。

第三者  
行為による  
ケガの例



相手がいる交通事故  
(過失割合にかかわらず)



けんか



他人が飼っている  
動物に噛まれた



示談は慎重に

健康保険で治療を受けた場合、当事者だけで示談をしてしまうと、正当な請求ができなくなることがあります。示談する前に、必ず協会けんぽへご連絡をお願いします。

「第三者行為による傷病届」のダウンロードはこちらから



お問い合わせは

協会けんぽ富山支部 レセプトグループ【☎076-431-5272】まで

## 令和4年度 被扶養者資格再確認のご協力のお願い

健康保険の被扶養者様を対象に、**被扶養者資格を満たしているかどうかの確認**を毎年実施しています。令和4年度につきましては、10月中旬に順次「被扶養者状況リスト」をお送りいたしますので、被扶養者資格を確認し、同封の返信用封筒にてご提出ください。

健康保険事務の簡素化や、皆様の保険料負担の軽減につながる大切な確認です。ご理解とご協力をお願いします。

### 令和4年度の予定

#### 確認の対象となる方

令和4年4月1日において18歳以上の被扶養者の方

※確認対象となる被扶養者の方がいない場合は、被扶養者状況リストはお送りいたしません。

#### 送付時期

令和4年10月

#### 提出期限

令和4年11月30日(水)

#### 再確認の手順

対象の方の被扶養者資格を確認し、「被扶養者状況リスト」を返信用封筒で提出

#### 添付いただく書類

- 被保険者と別居している被扶養者  
→仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類
- 海外に在住している被扶養者  
→海外特例要件の該当が確認できる書類

### Check!

扶養から外れた方がいる場合、該当者の保険証と同封の被扶養者調書兼異動届をあわせてご提出ください。

海外特例要件には、海外留学している学生、ボランティア活動や外国に赴任する被保険者の同行家族等が該当します。

#### 昨年度の実施結果

扶養解除者数 **約7.3万人**

高齢者医療制度への負担軽減額(効果額) **約9億円**

ご協力ありがとうございました。



詳しくは、協会けんぽのホームページまたはお送りする被扶養者状況リスト一式をご覧ください。

#### お問い合わせは

協会けんぽ富山支部 業務グループ【☎076-431-6155】まで

## 令和5年1月に申請書・届出書の様式を変更します

協会けんぽでは、より分かりやすくすること、より記入しやすくすること、より迅速に給付金をお支払いすること等を目的として、令和5年1月に各種申請書・届出書の様式を変更します。詳細につきましては、改めて協会けんぽホームページ、広報誌にてご案内します。



## スキーリフト共通利用補助券のご案内

**利用対象者** 協会会員事業所(協会管掌・組合管掌健康保険)の事業主・被保険者・被扶養者

**申込方法** 4月号に同封の申込用紙に記入されるか、右記様式にて申込書を作成してください。(ホームページ「各種申込書」からダウンロードできます)  
返信用封筒に切手(\*下表参照)を貼付し、宛先をご記入のうえ申込書と併せて当協会まで郵送してください。

※当協会へ直接取りに来られる場合は、事前にFAXしてください。

※協会番号は、当協会からの封筒宛名下、又は協会費納付書の領収書に記載してあります。

※10月20日から受付を開始しますが、補助券の配布・発送は11月中旬より行いますので、ご了承ください。

**ご利用方法** 補助券に事業所名、氏名を記入して、下記スキー場のリフト券売場に提出されると、下記の金額でお買い求めいただけます。

※シニア券をご利用の際は、運転免許証等の提示をお願いします。

### 申込様式

スキーリフト 共通利用補助券申込書		
事業所名		
事業所所在地 〒		
協会番号		(例) 1-3373
電話番号	FAX番号	
担当者名	希望枚数	枚



### 立山山麓(極楽坂エリア・らいちょうバレーエリア)

令和4年12月10日～令和5年2月28日

	大人	中学生	小学生
1日券 (平日・土日・祝日・年末年始)	(4,200円)→ <b>3,600円</b>	(2,600円)→ <b>2,000円</b>	(2,600円)→ <b>2,000円</b>
4時間券	(3,200円)→ <b>2,600円</b>	(2,100円)→ <b>1,500円</b>	(2,100円)→ <b>1,500円</b>
ナイター券	(2,200円)→ <b>1,600円</b>	(1,100円)→ <b>500円</b>	(1,100円)→ <b>500円</b>

### イオックスアローザスキー場

令和4年12月23日～令和5年2月28日

	大人(高校生以上)	シニア(60歳以上)平日	小人(小・中学生)
1日券	(4,500円)→ <b>4,200円</b>	(3,500円)→ <b>3,200円</b>	(2,500円)→ <b>2,200円</b>
4時間券	(3,500円)→ <b>3,200円</b>	(3,000円)→ <b>2,700円</b>	(2,000円)→ <b>1,700円</b>
ナイター券	(3,000円)→ <b>2,700円</b>	(3,000円)→ <b>2,700円</b>	(1,500円)→ <b>1,200円</b>

### 立山山麓 あわすのスキー場

令和4年12月17日～令和5年2月28日

	大人(中学卒業生以上)	シニア(60歳以上)	小人(小・中学生)
1日券	(4,000円)→ <b>3,600円</b>	(3,500円)→ <b>3,100円</b>	(2,500円)→ <b>2,100円</b>
半日券	(3,500円)→ <b>3,100円</b>	(3,000円)→ <b>2,600円</b>	(2,000円)→ <b>1,600円</b>

### 牛岳温泉スキー場

令和4年12月17日～令和5年2月28日

	大人(中学生以上)	小人(小学生以下)
1日券	(3,660円)→ <b>3,300円</b>	(2,300円)→ <b>2,000円</b>

### 事業所規模上限枚数(被保険者数)

事業所規模	上限枚数	切手料金	事業所規模	上限枚数	切手料金
1～9人	10枚	84円	300～399人	100枚	140円
10～29人	20枚	84円	400～499人	150枚	210円
30～49人	30枚	94円	500～749人	200枚	250円
50～99人	40枚	94円	750～999人	250枚	250円
100～199人	50枚	94円	1000人以上	300枚	250円
200～299人	80枚	140円			

※発行枚数に限りがありますので、上表のように事業所規模(賛助会費区分)に応じて上限枚数を設定させていただきます。上限枚数をご確認の上、お申し込みください。なくなり次第受付終了とさせていただきます。



## 「冬季温水プール・トレーニング」利用料変更のご案内

広報誌NO.641号でご案内の下記施設については、料金の変更がありましたのでお知らせいたします。

らくち～の(朝日町) 中学生以上 1日 会員料金 850円 → **930円**



### お問い合わせ先

一般財団法人 富山県社会保険協会  
〒930-0805 富山市湊入船町3-30 KNB入船別館2F

TEL 076-433-3663 FAX 076-433-3664  
<https://www.shaho-toyama.or.jp/>



コーポレートプログラム会員  
の皆さま限定!



## 東京ディズニーリゾート®・コーポレートプログラム ウォークラリー

クイズにチャレンジしながら  
パークでウォーキングを  
楽しもう!

実施期間 2022年10/11(火)~2023年3/12(日)

実施場所 東京ディズニーランド® / 東京ディズニーシー®

参加方法 スマートフォン等からコーポレートプログラム利用者専用サイトにアクセスし、ウォークラリー特設サイトよりご参加ください

ウォークラリーをクリアして、  
プレゼントキャンペーンに応募しよう!

詳しくはコーポレート  
プログラム利用者専用  
サイトをチェック!



東京ディズニーリゾート・  
トイ・ストーリー® ホテル宿泊  
合計 2 組



パークグッズ  
合計 200 名様

©Disney / Pixar  
© 2021 and ® Spin Master, Ltd, All Rights Reserved

※応募には、ご入園にいただいた際に使用されたパークチケット番号と契約団体番号が必要です。事前に確認の上、ご応募ください。

応募の際には「団体番号」が  
必要です。  
当協会へお問合せください。

※本内容は、予告なく変更または終了する場合があります。※写真・イラストはイメージです。©Disney

来園されるゲストの皆さまへお願い

入園時に検温を実施し、37.5℃以上の発熱や風邪症状等の不調がある場合はチケットをお持ちの場合でも入園をお断りいたします。また、入園後に体調不良となった場合、症状によってはご退園いただくことがあります。詳細は東京ディズニーリゾート・オフィシャルウェブサイト (<https://www.tokyodisneyresort.jp>) をご確認ください。

## 社会保険協会『年会費』納入の御礼

令和4年度 当協会『年会費』につきましては、早速納入をいただきまして誠にありがとうございました。

また、納入がお済みでない事業所様には今回改めてご案内をお送りしましたので、事業を円滑に運営させていただくためにも納入にご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、当協会では年会費のお支払いに手数料不要の口座振替をおすすめしております。

5月に送付済みの口座振替依頼書にご記入のうえ、当協会までお送りください。お手元にならぬようでしたらご連絡をいただければお送りいたします。

口座振替依頼書の提出がない場合は、来年度以降につきましても振込通知書を送付させていただきます。なお、振込通知書をご利用の場合は、誠に恐縮ですが振込み手数料は事業所様ご負担でお願いいたします。



## 富山県からのお知らせ



## 「乳がん検診」、今年はまだ受けていますか？

～10月は「ピンクリボン月間」です～

10月は乳がんの早期発見、早期治療を呼びかける「ピンクリボン月間」です。

乳がんは女性がかかるがんの中で最も多いがんで、生涯に乳

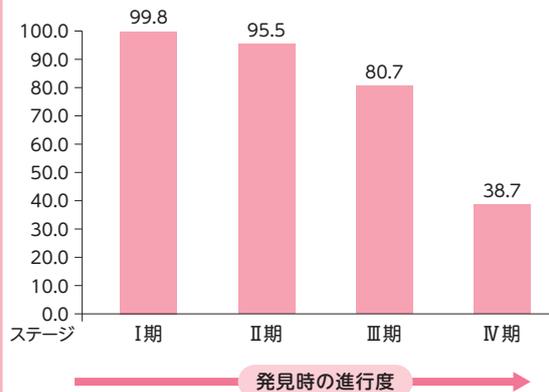
がんを患う女性は9人に1人と推定されていますが※、早期に発見し適切に治療すれば、がんによる死亡を減らすことができます。

※国立研究開発法人国立がん研究センターがん情報サービス

40歳以上の女性は2年に1回、乳がん検診を受けましょう。県内の市町村では、検診費用の多くを公費で負担しており、一部の自己負担で検診を受けることができます。検診の内容は、マンモグラフィ(乳房X線検査)と問診です。

あなたと、あなたの大切なひとのために、乳がん検診をぜひ受けましょう！

## 乳がんの進行度別5年相対生存率



出典:国立がん研究センター「院内がん登録2013-2014 5年生存率集計報告書」

## 日本年金機構からのお知らせ

## 令和4年11月・12月の年金出張相談所(事前予約制)

相談時間 午前10時～午後3時

- 年金出張相談所にお越しの際は、事前にお電話でご予約願います。(予約先:管轄年金事務所)
- 基礎年金番号通知書・年金手帳、年金証書、各種通知書や印鑑等をご持参ください。
- 代理の方がお越しになる場合は、委任状をお持ちください。
- 個人情報保護のため、本人確認にご協力願います。

※印は定例曜日と異なる日

富山管内

大久保ふれあいセンター	11月11日(金)	12月9日(金)
大山地域市民センター	————	————
八尾コミュニティセンター	※11月10日(木)	12月7日(水)
婦中行政サービスセンター	11月18日(金)	12月16日(金)
高岡管内		
氷見市役所	11月9日(水)	12月14日(水)
氷見商工会議所	※11月24日(木)※12月21日(水)	
射水市役所	11月15日(火)	12月20日(火)

魚津管内

滑川市役所	11月10日(木)	12月8日(木)
上市町働く婦人の家	11月22日(火)	12月27日(火)
立山町元気交流ステーション	※11月4日(金)	12月1日(木)
入善町役場	11月17日(木)	12月15日(木)
朝日町役場	11月16日(水)	12月21日(水)

砺波管内

小矢部市役所	11月1日(火)	12月6日(火)
城端市民センター	11月8日(火)	12月13日(火)
福光市民センター	11月24日(木)	12月22日(木)

## 来訪相談のご予約は

「予約受付専用電話」へ 0570-05-4890

## ●受付時間

月～金曜日(平日) 午前8:30～午後5:15  
※土・日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

IP電話・PHSからは  
03-6631-7521へ

## 年金相談についての一般的なお問い合わせは

「ねんきんダイヤル」へ 0570-05-1165

## ●受付時間 月曜日 午前8:30～午後7:00(休日の場合を除く)

火～金曜日 午前8:30～午後5:15  
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

IP電話・PHSからは  
03-6700-1165へ

## 年金の加入に関する一般的なお問い合わせ(事業所、厚生年金加入者向け)

「ねんきん加入者ダイヤル」へ 0570-007-123

(事業所、厚生年金加入者向け)

●受付時間 月～金曜日 午前8:30～午後7:00  
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

IP電話・PHSからは  
03-6837-2913へ

## ねんきん定期便・ねんきんネットに関するお問い合わせ

「ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル」へ 0570-058-555

## ●受付時間 月曜日 午前8:30～午後7:00(休日の場合を除く)

火～金曜日 午前8:30～午後5:15  
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

IP電話・PHSからは  
03-6700-1144へ

富山年金事務所 076-441-3926

高岡年金事務所 0766-21-4180

魚津年金事務所 0765-24-5153

砺波年金事務所 0763-33-1725

受信後は、ご案内のアナウンスが流れます。ご希望の番号を選択いただくことで担当者へのお取次ぎをいたしますので、その後、ご用件を申し付けください。

【発行】一般財団法人 富山県社会保険協会 富山市湊入船町3-30 TEL 076-433-3663 FAX 076-433-3664  
https://www.shaho-toyama.or.jp/

令和4年10月20日

【記事提供】日本年金機構中部地域部 / 全国健康保険協会富山支部 / 富山県厚生部健康課  
(富山・高岡・魚津・砺波年金事務所)

〈制作・印刷〉  
株式会社富士印刷